

粗大ごみ処理施設・
破碎機内壁材外交換工事

工事仕様書

令和8年度

三戸地区環境整備事務組合

1. 番号・件名
三環ク工 第8-02号
粗大ごみ処理施設・破砕機内壁材外交換工事
2. 工事の目的
本工事は、粗大ごみ処理施設・破砕機内壁材を更新し、施設の延命化を図るものである。
3. 工事内容
特記仕様書による。
4. 工事実施場所
青森県三戸郡三戸町大字斗内字上高間館 23
三戸地区クリーンセンター
5. 対象施設及び施設規模
三戸地区クリーンセンター粗大ごみ処理施設
衝撃剪断回転式 20 t /5 h
6. 工期
契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
7. 工事実施日
特記仕様書による。
8. 提出する図書
請負者は、次の図書を提出しなければならない。
 - (1) 契約後
 - ①契約内訳書
 - ②着手届
 - ③実施要領書
 - ④工程表
 - ⑤現場代理人選任届及び経歴書
 - (2) 完成後
 - ①試運転調整報告書
 - ②打合せ議事録
 - ③工事写真（カラー） 施工前、材料検査、工程前後、完成後、完成検査
 - ④産業廃棄物管理票（マニフェスト）
 - ⑤完成届
 - ⑥引渡書
 - ⑦その他、指示する図書

※①～⑦を取りまとめファイルに綴じ、完成図書とすること。

9. 中間検査

本工事期間中における中間検査は、次の場合に行うものとして、受注者は発注者の検査を受けなければならない。

10. 雑則

- (1) 本仕様書により本工事を行うものとするが、本仕様書に明記のないものであっても目的達成のため必要な事項は、請負者の責任において行うものとする。
- (2) 請負者は、工事中疑義が生じた時は、その都度当組合と協議し、その記録を提出すること。
- (3) 請負者は、本工事に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (4) 本工事の実施にあたっては関係法令を遵守し、作業中の危険防止対策を充分に行い、作業員への安全教育を徹底して災害の無いように努めること。
※万一、災害が発生した時は請負者が緊急連絡体制表に従い、適切な対応をとること。
- (5) 請負者は、工事を行う前に、当組合と「ダイオキシン類ばく露防止協議会」を設置し、ダイオキシン類のばく露防止対策を講じなければならない。
- (6) 本工事の実施にあたっては、他の設備等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は、速やかに当組合に報告し、請負者の負担で復旧すること。
- (7) 本工事に必要な圧縮空気・電力・エアージャワー・用水等については、使用場所及び使用方法を確認の上、当組合で供給する。
- (8) 本工事に必要な一切の資材、工具、計器類等は請負者の負担とする。
- (9) 駐車場については、協議の上、当組合で貸与する。

特記仕様書

1. 工事対象機器（既設）の仕様

(1) 破碎機（既設）の仕様

① 破碎機

| | |
|-------|--------------------|
| 型 式 | 衝動剪断併用堅軸回転式 |
| 寸 法 | ローター径 1100 |
| 回 転 数 | 600rpm |
| 搬送能力 | 4T/H |
| 電 動 機 | 200KW×6P×400V×50HZ |

2. 修繕内容

(1) 破碎機内壁材の交換

- ①破碎機内部の内壁材（1段目～4段目）全数の交換を行う。
内壁材1段目、2段目は組合支給とする。

(2) 破碎機動力盤部品の交換

- ①既設動力盤部品を新品と交換する。

3. 使用部品

(1) 破碎機

| 品 名 | 規格・材質 | 数 量 |
|-----|---------|-----|
| 内壁材 | 3段目、4段目 | 1式 |

(2) 破碎機用支給品

| 品 名 | 規格・材質 | 数 量 |
|---------|--------------|-------|
| 内壁材 | 1段目、2段目 | 1式 |
| 押さえ板 | | 1式 |
| ボルト、ナット | C A P 30×100 | 56セット |

※当組合が支給する。

(3) 破碎機動力盤

| 品 名 | 規格・材質 | 数 量 |
|---------|------------------------|-----|
| 電磁接触器 | 富士電機 SC-N12RM AC100 | 1個 |
| サーマルリレー | 富士電機 TR-N12 TH240～360A | 1個 |
| 電磁接触器 | 富士電機 SC-12N AC100 | 1個 |
| 電磁接触器 | 富士電機 SC-10N AC100 | 1個 |
| 低圧コンデンサ | 指月 RG344BC030R23 | 1個 |
| タイマー | オムロン H3CR-G8L | 1個 |

4. その他特記事項

- (1) 本工事に使用する部材等は、それぞれの用途に適合する欠点のない製品で、別途指示のないものについては、すべて新品とし、日本工業規格（JIS）等の規格が定められているものについては規格品を使用すること。
- (2) 使用材料リストに掲げるものについては、この工事で使用されるおおよその材料を掲げたものであり、これ以外に発生する軽微な材料は、請負者の負担とする。
- (3) 撤去した機器、廃材等は、請負者の負担で適正に処分すること。
産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提出すること。

5. 工事期間

実施日は、当組合と協議とする。